

ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度周知・広報事業 委託仕様書

1 事業名

ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度周知・広報事業

2 概要

県では、障害のある人の工賃向上を図るため、障害のある人が製作したふじのくに福産品(以下「福産品」という。)の販売を促進するとともに、印刷業務や清掃作業等の下請業務の発注促進を行っている。

また、近年の企業のSDGsへの関心の高まりを背景に、企業向けの福産品販売は好調に推移している。そこで、県は、企業からの安定的、継続的な売上が見込める仕組みをつくるための取組として、福産品の購入企業等を対象とした、ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度(以下「認定制度」という。)を創設することとした。

本事業は、認定制度が、より効果的に運用されるよう県内企業への制度周知のための各種広報を行うものである。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月29日(金)まで

4 契約限度額

4,500,000円(税込)

5 委託事業の内容

(1) 県が示す認定制度の説明資料を基に、以下の周知・広報を行う。

媒体を用いた広報活動

ア 専用サイトの作成・維持管理

- ・認定制度の概要等の紹介ページを作成すること。
- ・認定制度のPR動画を作成し、専用サイト内で公開すること。
- ・認定制度の説明会に関する案内ページ及び申込ページを作成すること。
- ・認定制度の申請案内ページを作成すること。
- ・県が示すロゴマークやキャッチコピー、ブランドマーク等を使用し、魅力あるデザインにすること。
- ・次年度以降もサイト内の情報更新が可能な仕様にする。

イ その他

- ・認定制度周知のためのWEB広告を作成・掲出すること。
- ・認定制度の概要等を示したリーフレットを作成すること。
- ・リーフレットは、A4サイズ・両面カラーで作成すること。
- ・県が示すロゴマークやキャッチコピー、ブランドマーク等を使用すること。
- ・多種多様な業種の企業へ効果的にPRすること。
- ・県が実施する広報に協力すること。

(2) 説明会の開催

認定制度周知のための説明会を企画、運営すること。

- ・県内企業・団体等を対象に認定制度の説明会を企画、開催すること。
- ・説明会の案内に関するリーフレットを作成すること。

- ・リーフレットはA4サイズ・両面カラーで作成すること。

(3) その他

- ・受託者は、本事業において制作した動画、写真等の著作物を県が無償で使用する
ことについて承諾すること。

6 実施計画書、報告書の提出

(1) 実施計画書

- ・受託者は、契約締結後速やかに実施計画書等を作成し、県に提出すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と協議の上で行うこと。また、実施計画書等に基づき実施すること。

○提出物

- ・委託業務実施計画書
- ・委託業務費収支予算書

(2) 報告書

委託業務の完了後、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、
県に提出すること。

○提出物

- ・委託業務実績報告書
- ・委託業務費収支決算書
- ・事業実施報告書(業務の実施期間、概要、実施内容等)
- ・事業実施報告書を記録したCD-R又はDVD

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ該当業務を履行するために関与する全ての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別紙1-2)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により静岡県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本業務開始時に県に報告する。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。